平成２２年（フ）第８７号
北海道旭川市末広４条３丁目５番23号　ロイヤルつかさ203号室
債務者　西山　未来
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８８号
北海道旭川市西神楽３線25号544番地の３
債務者　湯浅　和弘
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８９号
北海道旭川市東４条４丁目１番13号　サン・イースト102
債務者　山村　　勝
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９３号
北海道旭川市神居８条13丁目１番21号
債務者　追出町礼子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１００号
北海道旭川市春光１条７丁目３番52―505号市住4505号
債務者　布施　康孝
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０１号
北海道旭川市春光１条７丁目３番52―505号市住4505号
債務者　布施知佐子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０３号
北海道旭川市末広６条４丁目９番３号
債務者　高野　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０４号
北海道旭川市春光台１条２丁目１番14号
債務者　谷　ユカリ
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０５号
北海道旭川市東光11条１丁目３番10号　増田ハイツ一号室
債務者　大津　揚子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４号
静岡県富士市石坂85番地の25　サンハイツ石坂１Ａ、前住所静岡県富士市石坂606番地の９雇用促進住宅２―108号、前々住所静岡県富士市伝法411番地の５エルディムこばやし101号、前々々住所静岡県富士市富士見ヶ丘855番地富士見ヶ丘住宅Ｄ棟12号
債務者　荻田　陽平
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第４０号
静岡県富士市大淵2448番地の１
債務者　川橋　千演
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１３３１号
大阪府高槻市安岡寺町４丁目７番７号
債務者　入江　圭子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４７１号
大阪府八尾市本町６丁目11番８号
債務者　宮宇地雅之
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５３４号
大阪市東淀川区豊新３丁目４番30号
債務者　福田百合雄
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部